

そば共済

経営安定を図るため、**畑作物(そば)共済**に加入しましょう



2つの加入方式から選択できます

(地域インデックス方式は別紙を参照ください。)

加入方式	ぜんそうさいほうしき 全相殺方式
補償割合	8割、7割、6割
引受対象	「秋そば」(7月下旬から8月下旬は種)
基準単収 (10アール当たり基準収穫量)	過去の出荷資料、青色申告書等により設定します。
引受収量(補償する数量)	基準収穫量×8割(または7割、6割) (基準収穫量 = 基準単収 × 引受面積)
評価方法	被害耕地全ての確認とJA等の出荷データ、 青色申告書等により調査します。
支払共済金	共済事故による全ほ場の減収量と増収量を相殺し、基準収穫量の2割 (3、4割)を超えた分の減収量(共済減収量)に対して支払われます。
加入資格	5アール以上栽培し、原則過去5か年間に於いて、JA等に生産量のお おむね全量を出荷しており、今後も出荷が確実な農家等が加入できま す。また、青色申告書等を作成している農家等も加入できます。

地域インデックス方式

■ 補償期間(共済責任期間)

- 補償期間は、発芽期から収穫するまでの期間です。

■ 支払対象となる災害(共済事故)

- 支払い対象となる災害は、風水害、土壤湿潤害、干害、冷害、ひょう害、その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収です。

■ 補償金額(共済金額)

- 以下の表の中から1kg当たり補償金額を選択してください。
- 引受収量に選択した1kg当たり補償金額を乗じて、補償金額(共済金額)を算定します。
- 万が一災害があったときのために補償最高額(順位:第1位)をおすすめします。

(1kg 当たり補償金額 単位:円)

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
交付農業者(課税事業者)の金額	551	496	441	386	331	180	162	144	126	108
交付農業者(免税事業者)の金額	570	513	456	399	342	180	162	144	126	108
交付農業者以外の金額	180	162	144	126	108					

※交付農業者とは、畑作物(そば)の直接支払交付金を交付申請される方です。

※交付農業者のうち、消費税について課税農業者か免税農業者かにより、選択できる補償金額が異なります。

※畑作物の直接支払交付金の面積払(営農継続支払)を交付申請する農業者で、引受収量が一定収量(分岐収量)

以下の農業者は、販売収入しか補償されないため、畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無に関わらず、販売収入部分(交付農業者の6位以下)の1kg 当たり補償金額になります。

■ 加入のお申し込み

- お申し込みの際は、「畑作物共済重要事項説明書」及び「個人情報の取扱い」の内容をご確認・ご了承の上、「畑作台帳及び畑作物（そば）共済加入申込書兼変更届出書」にそばを作付けする全ての耕地の地名・地番、栽培面積、及びその他必要事項を記入してください。自動継続特約を申し込む場合は、自動継続特約申込書を記入してください。
- 「経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書」を記入してください。
- 上記の加入申込書及び申告書を **7月1日から7月31日まで**に組合に提出してください。

■ 共済掛金

- 国が共済掛金の55%を負担します。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} (6.45\%)$$

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済掛金} - (\text{共済掛金} \times 55\%)$$
 10a 当たり共済掛金の計算例（全相殺方式 補償割合8割を選択した場合）
 基準単収 60kg、免税事業者の1kg 当たり補償金額 570円とした場合

基準収穫量	引受収量	共済金額	共済掛金率	掛金総額	農家負担掛金
60kg	48kg	27,360円	6.45%	1,764円	794円

- 組合員ごとの危険段階別共済掛金率を導入しています。 ※共済掛金率は組合標準率です。

■ 賦課金

- 賦課金は引受面積10a 当たり170円です。

■ 被害の申告

- 共済事故により被害が発生したときは、損害通知書兼野帳により被害申告をしてください。

■ 共済金お支払い例

- ◎ 基準収穫量360kg（面積60a、基準単収60kg）で、免税事業者の1kg 補償金額570円のケース
 ※ ただし、畑作物の直接支払交付金の面積払（営農継続支払）を交付申請される農業者の皆さんは、面積払（営農継続支払）が当年の作付面積に応じて交付されるため、支払われる共済金は補償金額から面積払（営農継続支払）を控除したものとなります。詳細は別紙「麦、大豆、そばの共済金の算出方法」をご参照ください。

全相殺方式（補償割合8割を選択した場合）

例1 半作となった場合



減収量 — 基準収穫量（360kg）× 20% = 共済減収量
 180kg — 72kg = 108kg

共済減収量 × 1kg 当たり補償金額 = 支払共済金
 108kg × 570円 = 61,560円

例2 ほとんど穫れなかった場合



減収量 — 基準収穫量（360kg）× 20% = 共済減収量
 350kg — 72kg = 278kg

共済減収量 × 1kg 当たり補償金額 = 支払共済金
 278kg × 570円 = 158,460円



各支所で設定

備えの種をまこう。

お問い合わせは
 新潟県農業共済組合 ○○支所
 事業第1課 畑作物共済係
 ☎ (xxx) xxx-xxxx



地域インデックス方式

共済目的の種類	そば
選 択 で き る 補 償 割 合	9割、8割、7割
引 受 対 象	田、畑で耕作するそば
基 準 単 収 (10アール当たり基準収穫量)	市町村ごとに、過去の統計単収により設定
引 受 収 量 (補償する数量)	※基準収穫量×9割（または8割、7割）
評 価 方 法	市町村ごとに被害申告耕地を1筆確認
被 害 量 算 定	市町村ごとに減収量を算定
加 入 資 格	5アール以上の栽培農家等が加入できます

※ 加入者の「市町村ごとの引受面積 × 市町村ごとの基準単収」を合計したもの

■ 補償金額（共済金額）

- 以下の表の中から1kg単位当たり共済金額を選択してください。
- 引受収量に選択した1kg当たりの補償金額を乗じて、補償金額（共済金額）を算定します。
- 万が一災害があったときのために補償最高額（順位：第1位）をおすすめします。

〈1kg当たり補償金額 単位：円〉

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
交付農業者（課税事業者）の金額	551	496	441	386	331	180	162	144	126	108
交付農業者（免税事業者）の金額	570	513	456	399	342	180	162	144	126	108
交付農業者以外の金額	180	162	144	126	108					

- 賦課金は引受面積10a当たり166円です。

■ 共済掛金

例示する市町村は
各支所で設定

- 国が共済掛金の55%を負担します。

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率（7.06%）

※参考値として新潟市の共済掛金標準率を掲載しています。
（市町村ごとに設定されます）

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - （共済掛金 × 55%）

10a当たり共済掛金の計算例（そば9割補償を選択した場合）

基準単収 60kg、免税事業者の1kgの補償金額 570円とした場合

基準収穫量	引受収量	共済金額	共済掛金率	掛金総額	農家負担掛金
60kg	54kg	30,780円	7.06%	2,173円	978円

- 組合員ごとの危険段階別共済掛金率を導入しています。

■ 共済金お支払い例

そばの地域インデックス方式（9割補償）に加入した場合の共済金の計算例

※1人の加入者が複数の市町村で耕作している場合

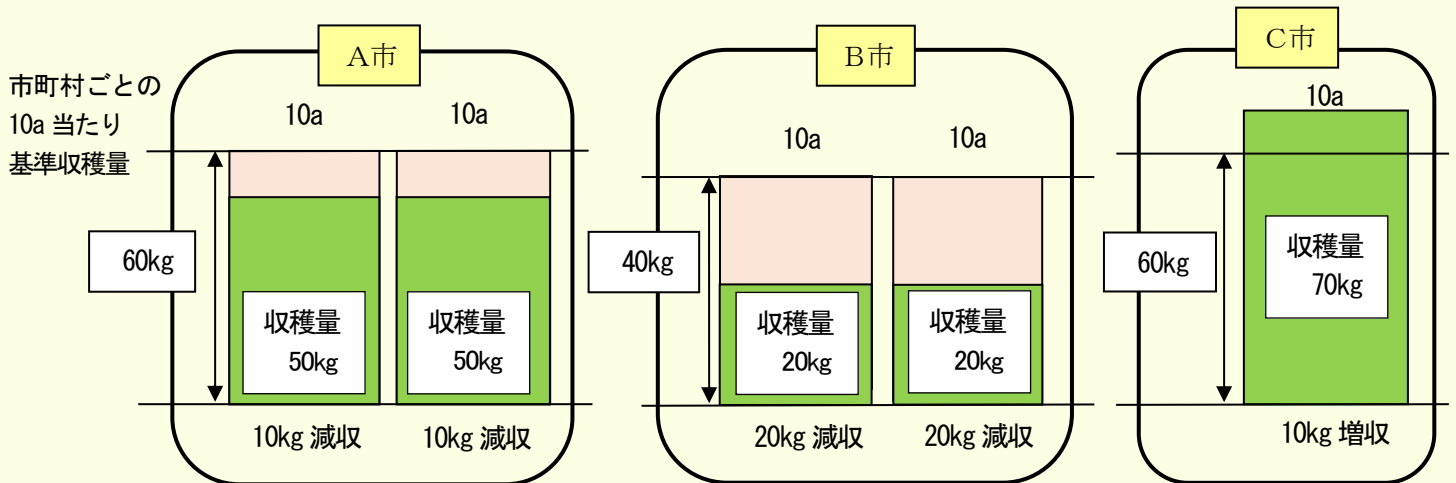
・加入耕地：A市に20a（2筆・各筆10a）、B市に20a（2筆・各筆10a）、C市に10a（1筆10a）

・基準単収：A市 60kg/10a ・当年産の統計単収：A市 50kg/10a
B市 40kg/10a B市 20kg/10a
C市 60kg/10a C市 70kg/10a

・1kg当たり補償金額：570円/kg（免税事業者の補償金額 第1位）

上記の場合、以下のように算出されます。

※ただし、畑作物の直接支払交付金の面積払（営農継続支払）を交付申請される農業者の皆さんは、面積払（営農継続支払）が当年の作付面積に応じて交付されるため、支払われる共済金は補償金額から面積払（営農継続支払）を控除したものとなります。詳細は別紙「麦、大豆、そばの共済金の算出方法」をご参照ください。



地域インデックス方式（補償割合9割を選択した場合）

農家ごと及び市町村ごとの減収量が市町村ごとの基準収量の1割を超えた場合に共済金をお支払いします。

減収量 - 支払開始減収量 = 共済減収量

【A市】(60kg/10a - 50kg/10a) × 20a - (60kg/10a × 20a) × 10% = 8kg

20kg

12kg

【B市】(40kg/10a - 20kg/10a) × 20a - (40kg/10a × 20a) × 10% = 32kg

40kg

8kg

共済減収量 × 1kg 当たり補償金額 = 支払共済金

(8kg + 32kg) × 570円/kg = 22,800円

※C市は基準収量を上回っているため支払対象外

麦、大豆、そばの共済金の算出方法

概 要

農業共済は、自然災害等による農業者の収穫量の減少に伴う収入減少を補填する制度であり、補償金額から農業者の当年産の収穫量に伴う収入を除いて共済金を支払っています。

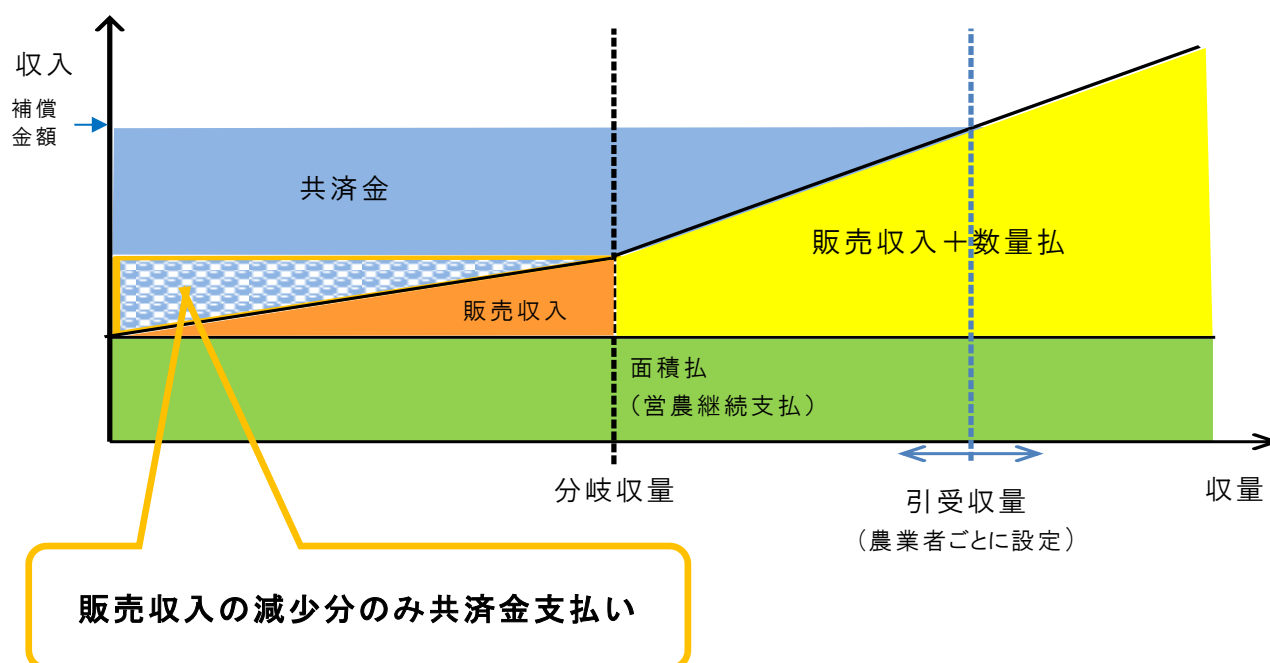
畑作物の直接支払交付金の面積払（営農継続支払）は、当年産の作付面積に応じて交付されるため、支払われる共済金は、補償金額から面積払（営農継続支払）を控除したものとなります。このため、一定収量（※分岐収量）以下の収量の減収分については、販売収入の減少分のみ支払いとなり、面積払（営農継続支払）の交付を申請する農業者の共済金が減額される場合があります。

※ 分岐収量とは、数量払と面積払（営農継続支払）の金額が一致する収量

共済金の算出方法

$$\text{共済金} = \text{補償金額} - (\text{販売収入} + \text{数量払} + \text{面積払（営農継続支払）})$$

補 償 イ メ ー ジ

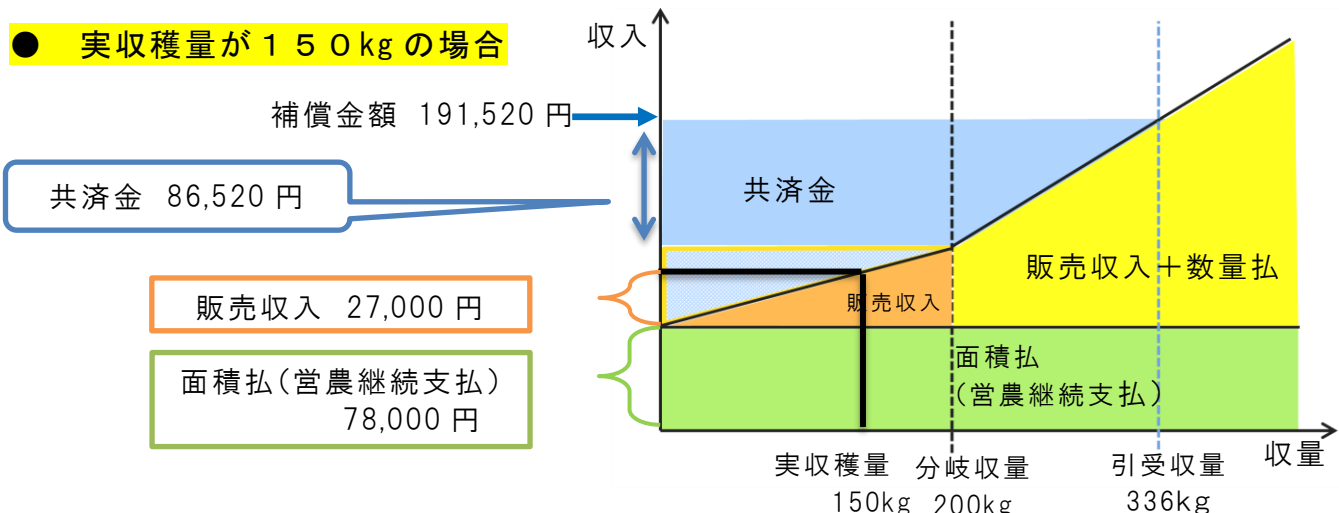


○分岐収量以下の減収分については、販売収入の減少分のみ支払いとなります。

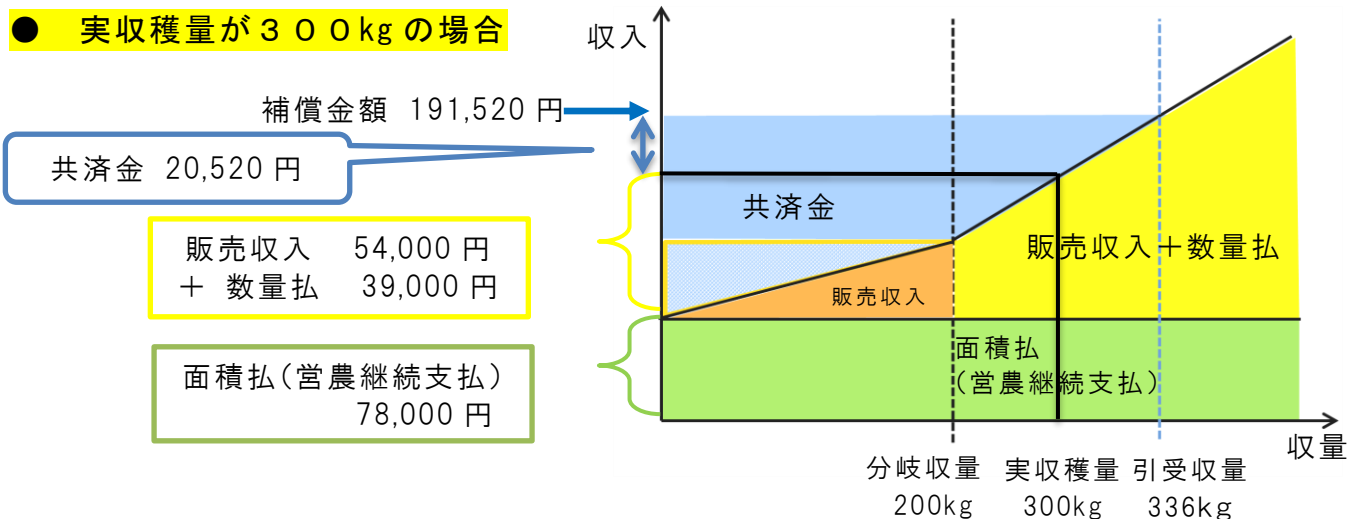
○引受収量が分岐収量以下の組合員は販売収入部分しか補償されないため、畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無に関わらず、販売収入部分のみ加入となります。

面積払（営農継続支払）を交付申請する加入者の共済金支払い例 そば共済（全相殺方式）

- ・ そばの作付耕地 60 a、1 kg 当たりの補償金額 570 円（免税事業者の補償金額 第 1 位）で加入
- ・ 耕地の基準収穫量 420 kg（面積 60 a、基準単収 70 kg）
- ・ 引受収量 336 kg（8 割補償）



$$\begin{aligned}
 \text{共 済 金} &= \text{補 償 金 額} - (\text{販売収入} + \text{数量払} + \text{面積払（営農継続支払）}) \\
 &= 191,520 \text{ 円} - ((150\text{kg} \times \text{※1}180 \text{ 円}) + \text{※2}0 \text{ 円} + ((13,000 \text{ 円}/10 \text{ a}) \times 60 \text{ a})) \\
 &= 191,520 \text{ 円} - (27,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 78,000 \text{ 円}) \\
 &= 86,520 \text{ 円}
 \end{aligned}$$



$$\begin{aligned}
 \text{共 済 金} &= \text{補 償 金 額} - (\text{販売収入} + \text{数量払} + \text{面積払（営農継続支払）}) \\
 &= 191,520 \text{ 円} - ((300\text{kg} \times \text{※1}180 \text{ 円}) + (\text{※3}100\text{kg} \times \text{※4}390 \text{ 円}) + ((13,000 \text{ 円}/10 \text{ a}) \times 60 \text{ a})) \\
 &= 191,520 \text{ 円} - (54,000 \text{ 円} + 39,000 \text{ 円} + 78,000 \text{ 円}) \\
 &= 20,520 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

※1 7 年産そばの販売収入相当の 1 kg 当たり補償金額

※2 数量払が面積払（営農継続支払）の交付金額を超えないため交付されない。

※3 分岐収量（上記支払い例の場合：(78,000 円/390 円=200kg) を超える収量

※4 7 年産そばの数量払相当に係る 1 kg 当たり補償金額

○実際の計算は収量建てで行うため、支払共済金が僅かに異なる場合があります。